

福祉共済があなたの暮らしをまもります。

商工会の福祉共済 「けが」の補償のご案内

全国商工会会員福祉共済

共済期間

2018年**11**月**1**日午後**4**時から2019年**11**月**1**日午後**4**時まで

中途加入

毎月**1**日午前**0**時の共済始期でご加入になれます



みんなの安心
家族に笑顔

13万人以上の皆様にご利用いただいています。

「傷害プラン」の個人賠償責任補償を**強化しました!!**



日常生活の事故やトラブルで賠償責任が生じたとき

最高**2**億円まで**補償!!**

(国外は1億円限度)

ご家族全員の
賠償事故をカバー!!

全国商工会連合会

身近な事故での共済金支払い事例

- 自然遊歩道の橋の補修作業中に、誤って2メートル下の岩場に転落して、膝を骨折した。



傷害プラン 2,000円コース

支払い金額等

- 手術 (膝関節鏡血手術) 合計
- 入院20日 **210,000円**

- バレーボール大会の試合中に、右足を踏ん張ったところ捻挫した。



傷害ライトプラン

支払い金額等

- 通院22日 合計
- 30,000円**

- 自宅の階段から転落して、右下腿骨を骨折した。



シニア傷害プラン

支払い金額等

- 入院 7日 合計
- 通院24日 **58,000円**

傷害プラン2,000円コースには
個人賠償責任保険が
自動付帯されます!!

日常生活における様々な法律上の賠償事故を補償します!

- 例えば、このような事故が起きたとき



自転車を運転中、あやまって他人と接触してケガをさせてしまった!



飼い犬が散歩中に他人に噛みつきケガをさせてしまった!



買物中、あやまって商品を落として割ってしまった!



スポーツをしている最中、あやまって他人にケガをさせてしまった!

自転車事故にはこんな実例も!

事例	事故の概要	賠償額*1
事例①	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で行く、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。	9,521万円
事例②	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。	9,266万円
事例③	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走り交差点に進入、横断歩道を横断中の女性と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。	6,779万円

*保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、パンフレットの「補償のあらまし」をご確認ください。

【出典】一般社団法人 日本損害保険協会ホームページより

*「個人賠償」の補償は傷害ライトプラン、シニア傷害プランには付帯されません。

*補償対象者の範囲はP5をご参照ください。

*国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

*1 賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。

福祉共済はあなたの暮らしを守ります。



中途加入
申込受付中!

交通事故や不慮の事故(交通事故以外の急激かつ偶然な外来の事故)により、けがをした場合に、国内外問わず、24時間補償します。

point 1 仕事以外でも、
**国内外 24 時間
「けが」の補償!**

point 2 **天災でも「けが」の補償!**
(天災とは「地震もしくは噴火
またはこれらによる津波」をいいます。)

point 3 掛金・共済金は、プラン毎に
年齢・性別・職種に関わりなく一律!

掛金と共済金

加入プラン		「けが」の補償			
		傷害プラン 2,000円コース	傷害ライト プラン*11	シニア傷害 プラン	
契約年齢 *1		満6歳～65歳 (継続加入は満74歳まで) 継続加入で75歳となった場合はシニア傷害プランに自動的に移行します。	満6歳～65歳 (継続加入は満74歳まで)	満66歳～80歳 (継続加入は満85歳まで)	
月払掛金 *2		2,000円	1,000円	2,000円	
共済金額	死亡 共済金	交通事故	1,000万円	400万円	700万円
		不慮の事故	800万円	300万円	500万円
		天災 (地震・噴火・津波)	400万円	100万円	100万円
	後遺障害 共済金	交通事故	1,000万円～10万円	400万円～4万円	700万円～7万円
		不慮の事故	800万円～ 8万円	300万円～3万円	500万円～5万円
		天災 (地震・噴火・津波)	400万円～ 4万円	100万円～1万円	100万円～1万円
	手術*3 共済金	交通事故 不慮の事故	20・10・5万円	10・5・2.5万円	10・5・2.5万円
		天災 (地震・噴火・津波)	10・5・2.5万円	5・2.5・1.25万円	5・2.5・1.25万円
	入院 共済金*4 (1日あたり)	交通事故 不慮の事故	8,000円 *8 (1日目～1,000日目)	4,000円 *8 (1日目～1,000日目)	5,000円 *8 (3日目～1,000日目)
		天災 (地震・噴火・津波)	4,000円 *8 (1日目～1,000日目)	2,000円 *8 (1日目～1,000日目)	2,500円 *8 (3日目～1,000日目)
	通院 共済金*5 (1日あたり)	交通事故 不慮の事故	3,000円 *9 (3日目～100日目)	1,500円 *9 (3日目～100日目)	1,500円 *9 (3日目～100日目)
		天災 (地震・噴火・津波)	1,500円 *9 (3日目～100日目)	750円 *9 (3日目～100日目)	750円 *9 (3日目～100日目)
	疾病入院 見舞金*6	疾病による継続した 30日以上入院	5万円	2.5万円	なし
	個人賠償責任保険金額*7		1事故 2億円限度*10	なし	なし

*1 2018年11月1日時点での満年齢をいいます。

*2 掛金は掛け捨てです。満期返れい金・契約者配当金はありません。

*3 手術・放射線治療の種類によっては回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。

*4 6～12歳および66歳以上は3日目からの補償となります。

*5 上記表にかかわらず、柔道整復師(通常は接骨院・整骨院などの名称)の施術のための通院日数については、約款に定める日数を支払い限度とします(①骨折60日以内、②不全骨折40日以内、③脱臼、捻挫、打撲30日以内)。詳細はパンフレットP5補償のあらましをご覧ください。

*6 疾病入院見舞金は毎年の共済期間開始日(11月1日)における年齢が65歳以下の被共済者の方が対象となります。

ただし、見舞金の支払いは毎共済期間1回に限り、同一疾病については、すべての共済期間を通じて1回のみとします。

*7 個人賠償責任保険(総合生活保険(個人賠償責任補償))は東京海上日動火災保険株式会社が補償する「保険」です。

*8 事故の日から1年以内に入院を開始し事故日より1,000日以内の入院に限り、(1,000日限度)

*9 事故の日からその日を含めて1年以内の通院に限り、(98日限度)

*10 国外での事故の場合1事故1億円が限度額となります。

*11 傷害ライトプランのみのご加入はできません。傷害ライトプランへの加入は、新規加入においては被共済者のうち1名以上、追加加入においては既加入被共済者のうち1名以上が、傷害ライトプラン以外の傷害プランであることを要件とします。

ご加入方法

共済(補償)期間 2018年11月1日午後4時から2019年11月1日午後4時まで
中途加入の場合、毎月1日午前0時から2019年11月1日午後4時まで

申込締切 各月のお申込締切については、ご加入の商工会にお問い合わせください。
当月締切までにお申込いただくと、**翌月1日に共済が開始**します。

ご加入できる方 商工会の**会員とその家族**、会員の**従業員とその家族**、商工会・連合会の**役職員とその家族**であって**健康な方が対象**となります。
※ただし2018年11月1日時点での満年齢が満6歳以上満80歳以下の方に限ります。
「家族」とは…①配偶者*、父母、子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者*の父母をいいます。

ご加入手続き ご加入にあたっては**加入依頼書兼預金口座振替依頼書**に必要事項をご記入・ご捺印の上、ご加入の**商工会にご提出**ください。

掛金の払込 掛金は、共済開始月の当月から**毎月27日**(金融機関の休業日である場合には翌営業日)に引落しされますので全く手間がかかりません(通帳には「NSショウコウカイF」、「ニコス」、「NICOS」等と記帳されます)。

加入者証 加入者証は共済開始月の中旬以降にお送りいたします。
加入者証が届きましたら、ご契約内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
※加入者証が届くまで、加入依頼書の加入者控をお手元に保管しておいてください。

加入限度 被共済者**1名**につき、「けが」の補償**1口**となります。

*配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、
a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

共済金で請求方法

共済金で請求のご相談、お手続きは**商工会**で行います。



「けが」の補償についてのご案内

- 治療終了後の入・通院の請求金額が10万円以下であれば、診断書(コピー可)の提出に代えて『入・通院状況申告書』(医療機関の領収書または診療明細書(コピー可)添付)の提出で請求できる場合があります。
ただし、手術共済金の請求を行う場合は、診断書(コピー可)の提出が必要です。

「個人賠償」の補償についてのご案内

- 「個人賠償」の補償は、東京海上日動火災保険株式会社の総合生活保険(個人賠償責任補償)です。東京海上日動火災保険株式会社の総合生活保険(個人賠償責任補償)は、全国連が保険契約者となる団体契約であり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国連が有します。

お支払手続きについて

- 「個人賠償」の補償では前述の通り、東京海上日動火災保険株式会社が引受けていますが、保険金の事故受付は各商工会で行います。その後の各種お手続き、示談交渉、保険金のお支払いは東京海上日動火災保険株式会社が行います。
- 保険金のお受け取り手続きの際に、東京海上日動火災保険株式会社がご請求された方への連絡、調査を直接行うことがあります。

ご加入者向けサービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!

本サービスは、傷害ライト、シニア傷害プランは対象外です。

※お電話の際は必ず加入者証に記載の契約者番号(加入者番号)をおオペレーターにお伝えください。

●メディカルアシスト

お客様専用コールセンターに
救急の専門医および看護師が「常駐」

1 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

30以上の診療分野ごとに
専門医への相談が可能

2 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

お客様の症状に応じて全国45万件の
医療機関等をデータベースからご案内

3 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。



叔母がけがをして、日曜日でどうしてよいかわからず、お電話したところ、非常に対応がよかったです。病院に行ったら骨折していました。本当に感謝しています。



以前にも脳神経外科の専門医相談を利用したことがあります。とても心強い先生で、あんなにやさしく対応いただいたのは初めてでした。本当にありがとうございました。



深夜に電話ができて助かりました。医療機関を紹介いただき、早期に受診できたので、大事に至らず、現在は回復傾向にあります。本当にありがとうございました。

※お客様からいただいた声の原文ではなく、東京海上日動がその趣旨を踏まえて、記載・要約した内容を掲載しています。

豊富な経験・高度なノウハウ

4 転院・患者移送手配

救急病院から自宅最寄りの病院への転院や、ご自宅へ戻る場合、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等の一連の手配を承ります。(実費はお客様のご負担となります。)

患部ごとに専門医が対応、より細やかなご相談が可能

5 がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な看護師、メディカルソーシャルワーカーがお応えします。さらに、がんと戦う患者とそのご家族が抱える心の問題にも向き合います。

●受付時間

1 3 4 5 24時間365日

2 事前予約(予約受付は、24時間365日)

●メディカルアシストのお問い合わせ



0120-708-110

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます)

●デイリーサポート

生活支援サービス

- ・法律・税務相談*1
- ・社会保険に関する相談*2
- ・暮らしの情報提供

- *1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
*2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

●受付時間 (いずれも土日祝日、年末年始除く)

・法律相談 ・社会保険に関する相談	・税務相談	・暮らしの情報提供
9:00~17:00	14:00~16:00	10:00~16:00

●デイリーサポートのお問い合わせ



0120-285-110

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます)

●介護アシスト

インターネット介護情報サービス

ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。
インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」
ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>

電話介護相談

- ・社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関する相談に電話でお応えします。
- ・認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただくことも可能です。

- *3 サービスのご利用にかかる費用はお客様のご負担となります。お住いの地域ややむを得ない事情によって、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。

各種サービス優待紹介*3

「家事代行」「食宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢者の生活を支える各種サービスを、優待条件でご紹介します。

●受付時間 (土日祝日、年末年始除く)

・電話介護相談、各種サービス優待紹介 9:00~17:00

●介護アシストのお問い合わせ



0120-428-834

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます)

ご注意ください

- ・サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
- ・サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。
- ・上記記載の電話番号は「各種サービス」の連絡先です。共済の制度の内容、ご加入等のご質問については、パンフレットに記載のご加入の商工会までお問い合わせください。
- ・保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、デイリーサポート、介護アシストのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。
- ・メディカルアシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- ・「サービスのご案内」における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

◆「けが」の補償(共済)

◆「個人賠償責任」の補償(保険)

5

ご加入にあたって

◆「けが」の補償 ◆「個人賠償」の補償

ご加入の際のご注意

- 告知義務(ご加入時に全国商工会連合会(以下、全国連)および引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務)等
 - 加入依頼書等に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に被共済者ご自身が加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、共済金、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。告知事項は、以下の事項となります。
 - 被共済者(共済の対象となる方)本人の生年月日および性別
 - 他の保険契約等★を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)
 - *「他の保険契約等」とは、この共済(保険)契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。なお、共済金、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
 - 加入者および被共済者の氏名(ふりがな)についても併せてご確認いただきますようお願いいたします。
- ②継続してご加入頂く場合は、現在のご契約について共済金、保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の商工会まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は2018年11月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

もし事故が起きたときは

- ①事故の通知:ご加入後、事故が起きた場合、事故の日時、場所、状況、被害者名、契約者番号、被共済者コード等を直ちにご加入の商工会にご通知ください。
- ②共済金・保険金請求権には、**時効(3年)**がありますので**ご注意ください**。
- ③けがを被ったとき既に存在していたけがや病気の影響等により、けがの程度が重大となった場合は、全国連は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- ④賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 - ・保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - ・相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 - ・保険の対象となる方の指図に基づき、引受保険会社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入後のご注意

- ①ご加入内容の確認・保管:加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいようお願いいたします。
加入者証は共済開始月の中旬以降にお送りいたします。加入者証が到着するまでの間、加入依頼書控え等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の商工会までお問い合わせください。
- ②ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、共済期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、共済期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の商工会までお問い合わせください。
- ③加入内容変更をいただいてから1か月以内に共済金、保険金請求のご連絡をいただく場合には、念のため、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、共済金、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被共済者または同一事故に係る共済(保険)契約の状況や共済金、保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社にお問い合わせください。



重要事項説明書

〈契約概要・注意喚起情報のご説明〉
ご加入いただくお客様へ(必ずお読みください)

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 本説明書はご加入いただく共済に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、共済約款・保険約款によりますが、ご不明点等につきましては本パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、保険会社引受部分の主な保険約款については東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html>)にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください(ご契約により内容が異なったり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります。詳しくは本パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください)。
- 契約概要はご加入いただく共済の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく共済のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- ご家族等の方が被共済者(共済の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。)となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

※本パンフレットおよび加入依頼書等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願い申し上げます。

契約概要のご説明

1. 制度の仕組みおよび引受条件等

(1) 制度の仕組み

「けが」の補償は、全国商工会連合会(以下、全国連)が行う自家共済です。「個人賠償」の補償は損害保険会社の東京海上日動火災保険株式会社の総合生活保険(個人賠償責任補償)の普通保険約款、特約にしたがって保険金をお支払いします。損害保険会社の保険契約については、全国連を契約者とし、商工会の会員等を被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。)とする団体契約です。ご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

(2) 加入者

この共済の加入資格を有する方は、商工会の会員(法人会員の役員を含む)およびその家族、会員の従業員およびその家族、商工会・県連・全国連の役員およびその家族の方となります。加入者には共済掛金をご負担いただきます。

(3) 被共済者

この共済の被共済者として加入者が指定できる方は商工会の会員(法人会員の役員を含む)およびその家族、会員の従業員およびその家族、商工会・県連・全国連の役員およびその家族であり、健康で共済期間開始日(毎年11月1日)における年齢が各プランに定める契約年齢の範囲内の方となります。被共済者は共済の対象となります。

(4) 補償の内容・共済期間(共済のご加入期間)

①共済金、保険金をお支払いする主な場合、お支払いする共済金、保険金、②共済金、保険金をお支払いしない主な場合、③共済(保険)期間などにつきましては、パンフレット等をご確認ください。なお、既に他の同種の保険商品等をご契約されている場合には、補償が重複し、掛金が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。また共済(保険)期間は2018年11月1日午後4時から2019年11月1日午後4時までの1年間となります。

(5) 引受条件(共済金額等)

この共済での引受条件(共済金、保険金額等)は予め定められたご加入プランの中から選びいただくこととなります。ご加入プランについての詳細は本パンフレットをご参照ください。

2. 掛金・払込方法

掛金はご加入いただくご加入プランなどによって決定されます。掛金・払込方法につきましては、本パンフレットをご参照ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この共済には満期返れい金・契約者配当金はありません。

●保険会社 引受部分

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、全国連を契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。この保険の名称、ご契約者となる団体やご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、約款等をご確認ください。

(2) 補償の内容・保険期間(保険のご加入期間)

①共済金、保険金をお支払いする主な場合、お支払いする共済金、保険金、②共済金、保険金をお支払いしない主な場合、③共済(保険)期間などにつきましては、約款等をご確認ください。

(3) 引受条件(共済金、保険金額等)

この共済での引受条件(共済金、保険金額等)は予め定められたご加入プランの中から選びいただくこととなります。ご加入プランについて

の詳細は約款等をご確認ください。

2. 保険料・払込方法

保険料はご加入プラン等によって決定されます。保険料・払込方法については、約款等をご確認ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報のご説明

1. 補償の重複に関するご注意

- 被共済者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約(他の保険契約にセッされる特約や全国連ならびに引受保険会社以外の保険契約を含みます。)を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは共済金、保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や共済金、保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください(1契約のみにセッする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被共済者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。)

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(加入依頼書等に関する注意事項等)

- 共済制度は多数の人々が掛金を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから共済金、保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方が無条件にご加入されますと掛金負担の公平性が保たれません。
- このためご加入時には、告知義務(ご加入時に全国連・引受保険会社およびその代理店に重要な事項を申し出ていただく義務)があります(引受保険会社の代理店は引受保険会社に代わって告知を受領することができます。告知義務の内容等については約款等をご確認ください。特に健康状態に関する告知が必要な商品については、被共済者(共済の対象となる方)となられる方の健康状態に応じてお引受けを行っており、健康状態に関して告知いただいた内容によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。健康状態に関する告知は必ず被共済者(共済の対象となる方)となられる方ご自身が事実をありのままに正確にご回答ください。)
- もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、全国連ならびに引受保険会社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセッされている場合(約款に同内容の規定がある場合を含みます。)は、以下の取扱いとなります。
・共済期間が1年以内のご契約の場合：支払責任の開始日(*1)から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②共済金、保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

*1 ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。

- ご契約を解除した場合には、たとえ共済金、保険金をお支払いする事由が発生していても、共済金、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「共済金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、共済金、保険金をお支払いの対象となります。
- なお、ご契約を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により共済金、保険金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、共済金、保険金をお支払いできないことがあります。

○加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

○告知内容の確認について

ご加入後、または共済金、保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

(2) ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に全国連・引受保険会社およびその代理店に連絡していただきたい義務)や各種手続き等については約款等をご確認ください。ご連絡や手続き等がないと、ご契約を解除したり共済金、保険金をお支払いできないこと等があります。
- ご連絡いただいた内容によっては、掛金に変更になることがあります。なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変更が生じたとき以降の期間に対して算出した掛金を請求または返還します。

(3) 共済契約の効力

福祉共済「けが」の補償を解除(任意解約)した場合には、【個人賠償責任保険】についても解除したものとみなします。

(4) 次回更新契約のお引受け

- 共済金、保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。
- 補償内容を改定した場合に、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

3. 責任開始期

共済(保険)責任は、原則として、約款等記載の共済(保険)期間の開始時から始まります。ただし、共済の種類によっては、新規ご加入の場合、共済金、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくは、約款等にてご確認ください。

重要事項説明書

〈契約概要・注意喚起情報のご説明〉

ご加入いただくお客様へ(必ずお読みください)

4. 共済金をお支払いしない主な場合等

(1) 始期前発病不担保の取扱い変更

(約款上、始期前発病不担保の規定のある疾病を共済金支払事由とする商品にかぎります)

ご契約を更新されてきた最初の共済契約(初年度契約といいます。)の支払責任の開始日より前に被っているけがまたは病気・症状を原因とする支払事由の発生があっても共済金、保険金のお支払い対象とはなりません。(始期前発病不担保といいます。)ただし、初年度契約の支払責任の開始日より前に被っているけがまたは病気・症状を原因とする支払事由が初年度契約の支払責任の開始日からその日を含めて1年を経過した後はじめて発生したときは、共済金、保険金のお支払い対象となります。

(2) その他

約款等をご確認ください。

5. 共済引受者および保険会社破綻時の取扱い

この共済は、共済金、保険金支払に備えて十分な対策を講じておりますが、万が一共済引受者である全国連の運営管理する特別会計が破綻した場合等には、共済金、保険金等をお支払いする金額が一部削減されることがあります。また引受保険会社の経営が破綻した場合等には、共済金、保険金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は後記(引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて)等をご確認ください。

6. 個人情報の取扱いについて

後記(個人情報の取扱いに関するご案内)もしくは加入依頼書等をご確認ください。

7. 新たな共済契約への乗換えについて

現在のご契約を解約、減額等することを前提に、新たな共済契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

○補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなる場合があります。

○新たにご加入の共済契約について、被共済者(共済の対象となる方)の健康状態等によりお断りする場合があります。

○新たにご加入の共済契約の掛金については、共済期間(新たにご加入の共済契約のご契約期間)の初日における被共済者(共済の対象となる方)の年齢等により計算される場合があります。

○新たにご加入の共済契約の掛金については、掛金の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

○新たにご加入の共済契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご契約が解除され共済金、保険金を支払われない場合があります。

○新たにご加入の共済契約の共済始期前に被ったケガまたは病気・症状に対しては、共済金、保険金を支払われない場合があります。現在のご契約を継続していれば共済金、保険金のお支払い対象となる場合でも、乗換えて新たにご加入の共済契約ではお支払い対象にならないことがあります。

○新たにご加入の共済契約の共済期間の初日と支払責任の開始日が異なる場合があります。

(例えば、乗換えて新たにご加入の共済契約ががんである場合、共済期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、共済金、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご契約を解約するとがんの補償のない期間が発生します。)

8. 被共済者(共済の対象となる方)からのお申し出による解約

被共済者(共済の対象となる方)からのお申し出によりその被共済者(共済の対象となる方)に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、本パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被共済者(共済の対象となる方)となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

9. 共済金を加入者が受け取る場合

「けが」の補償について、共済金を加入者が受け取る場合、必ず被共済者の同意を得てください。また、本人確認のために書類の提出または提示をお願いすることがあります。被共済者の同意を得ないで、加入者が共済金を受け取る共済契約を結んだときは、その共済契約は無効になりますので、ご注意ください。なお、被共済者が未成年の場合は必ず親権者または後見人の同意を得てください。

10. 共済金、保険金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等

事故が発生した場合の手続き等については約款等をご確認ください。

(2) 共済金、保険金請求書類

共済金、保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したこと、または事故状況等を証明する書類または証拠
- ・住民票、戸籍謄本等の被共済者(共済の対象となる方)または共済の対象であることを確認するための書類または証拠

- ・全国連ならびに引受保険会社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、被共済者以外の医師の診断書、領収書および診療明細書等
- ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
- ・他の保険契約等の共済金、保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当会社が支払うべき共済金、保険金の額を算出するための書類または証拠
- ・全国連ならびに引受保険会社が共済金、保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

(3) 代理人からの共済金請求

被共済者(共済の対象となる方)に共済金、保険金を請求できない事情があり、共済金、保険金の支払を受けるべき被共済者(共済の対象となる方)の代理人(代理人)がいない場合は、被共済者(共済の対象となる方)の配偶者*等のご家族のうち全国連ならびに引受保険会社所定の条件を満たす方が、被共済者(共済の対象となる方)の代理人として共済金、保険金を請求できる場合があります。詳細は、本パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

*法律上の配偶者に限ります。

(4) 賠償責任保険金等のお支払いについて

被共済者(共済の対象となる方)が賠償責任保険金等をご請求できるのは、次の①から③までの場合に限られます。

- ①被共済者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被共済者への共済金、保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被共済者の指図に基づき、東京海上日動火災保険株式会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動火災保険株式会社と相談いただきながらご対応ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動火災保険株式会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動火災保険株式会社に移転します。

11. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、本説明書もしくは約款等をご確認ください。

12. ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

○ご加入時に加入者、被共済者(共済の対象となる方)または共済金、保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、全国連ならびに引受保険会社はご契約を取り消すことができます。

○以下に該当する事由がある場合は、ご契約は無効になります。
・ご加入時に加入者が共済金、保険金を不法に取得する目的または他人に共済金、保険金を不法に取得させる目的をもってした場合

○重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、この共済・保険契約を解除し、全部または一部の共済金、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①加入者、被共済者または共済金、保険金受取人が全国連ならびに引受保険会社に共済金、保険金を支払わせることを目的として身体障害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②共済金、保険金の請求について、加入者、被共済者または共済金、保険金受取人が詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③加入者、被共済者または共済金、保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複によって、共済金、保険金等の合計額が著しく過大となり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①から④と同程度に全国連ならびに引受保険会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済(保険)契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

〈引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、共済金、保険金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、経営が破綻した場合には、ご加入される共済(保険)種類によりまたは「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、共済金、保険金は、所定の割合まで補償されます。「損害保険契約者保護機構」の補償対象保険種類および補償割合につきましては、下表をご確認ください。

補償内容	経営破綻した場合等の取扱い
個人賠償責任補償	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間を経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808

〈通話料有料〉

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日午前9時15分〜午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

★本パンフレットで使用している用語のうち損害保険会社の引き受け部分については「共済」を、保険約款に基づき、それぞれ「保険」に読み換えるものとします。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して共済、保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく共済商品、保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願いします。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、本パンフレット記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 共済商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐ 共済金、保険金をお支払いする主な場合
- ☐ 共済(保険)期間(共済(保険)のご契約期間)
- ☐ 共済金、保険金額(ご契約金額)
- ☐ 掛金・掛金払込方法
- ☐ 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記載漏れ、記載誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記の記載事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までご連絡ください。

- ☐ 加入依頼書の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しく記載されていますか?
- ☐ 加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?
- 『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。
- ☐ 被共済者(共済の対象となる方)によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか?

3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認ください。

特に「共済金、保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*」についてご確認ください。

*例えば、賠償責任を補償する特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

個人情報の取扱いに関するご案内

全国商工会連合会(以下、全国連)および都道府県商工会連合会(以下、県連)・商工会は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)、を、共済引受の判断、本契約の管理・履行および付帯サービスの提供ならびに他の共済・保険・金融商品等の各種商品・サービスの提供・案内、会員の確認、加入者からの照会・応答の他、全国連および県連・商工会が行う各種情報・サービスの提供・案内等を行うために利用させていただきます。本契約のお申込人および被共済者には、契約の申込にあたり、全国連および県連・商工会が個人情報を下記①から④に記載の提供・利用の他、上記目的のために提供・利用することについてご同意いただきますようお願い申し上げます。なお、ご同意いただけない場合には、本契約をお引き受けすることができませんのでご了承下さい。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、医師、調査会社、保険会社、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
 - ② 契約締結、契約内容変更、共済金、保険金・給付金支払い等の可否を判断するために、個人情報を県連・商工会やリスクヘッジ会社と共同して利用すること。
 - ③ 全国連と県連・商工会との間で各種金融商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同利用すること。
 - ④ リスクヘッジ契約の締結、リスクヘッジ契約に基づく通知、リスクヘッジの請求等のために個人情報をリスクヘッジ会社等に提供すること。
- 全国連と県連・商工会の一覧、各種商品やサービスの一覧、全国連における個人情報の取扱いについては、全国連ホームページ(<http://www.shokokai.or.jp/>)をご覧ください。

東京海上日動火災保険株式会社における個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である全国商工会連合会(以下、全国連)は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、共済金、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、全国連および都道府県商工会連合会・商工会、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③ 東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

★本パンフレットで使用している用語のうち損害保険会社の引き受け部分については「共済」を、保険約款に基づき、それぞれ「保険」に読み換えるものとします。

◆全国商工会会員福祉共済加入年齢早見表(2018年11月～2019年10月加入)

●傷害プラン ●傷害ライトプラン

(各プラン共通:満6歳～65歳) 基準日:2018年11月1日

生年月日	年齢	生年月日	年齢
昭和27年(1952年)11月2日～昭和28年(1953年)11月1日	65	平成 4年(1992年)11月2日～平成 5年(1993年)11月1日	25
昭和28年(1953年)11月2日～昭和29年(1954年)11月1日	64	平成 5年(1993年)11月2日～平成 6年(1994年)11月1日	24
昭和29年(1954年)11月2日～昭和30年(1955年)11月1日	63	平成 6年(1994年)11月2日～平成 7年(1995年)11月1日	23
昭和30年(1955年)11月2日～昭和31年(1956年)11月1日	62	平成 7年(1995年)11月2日～平成 8年(1996年)11月1日	22
昭和31年(1956年)11月2日～昭和32年(1957年)11月1日	61	平成 8年(1996年)11月2日～平成 9年(1997年)11月1日	21
昭和32年(1957年)11月2日～昭和33年(1958年)11月1日	60	平成 9年(1997年)11月2日～平成10年(1998年)11月1日	20
昭和33年(1958年)11月2日～昭和34年(1959年)11月1日	59	平成10年(1998年)11月2日～平成11年(1999年)11月1日	19
昭和34年(1959年)11月2日～昭和35年(1960年)11月1日	58	平成11年(1999年)11月2日～平成12年(2000年)11月1日	18
昭和35年(1960年)11月2日～昭和36年(1961年)11月1日	57	平成12年(2000年)11月2日～平成13年(2001年)11月1日	17
昭和36年(1961年)11月2日～昭和37年(1962年)11月1日	56	平成13年(2001年)11月2日～平成14年(2002年)11月1日	16
昭和37年(1962年)11月2日～昭和38年(1963年)11月1日	55	平成14年(2002年)11月2日～平成15年(2003年)11月1日	15
昭和38年(1963年)11月2日～昭和39年(1964年)11月1日	54	平成15年(2003年)11月2日～平成16年(2004年)11月1日	14
昭和39年(1964年)11月2日～昭和40年(1965年)11月1日	53	平成16年(2004年)11月2日～平成17年(2005年)11月1日	13
昭和40年(1965年)11月2日～昭和41年(1966年)11月1日	52	平成17年(2005年)11月2日～平成18年(2006年)11月1日	12
昭和41年(1966年)11月2日～昭和42年(1967年)11月1日	51	平成18年(2006年)11月2日～平成19年(2007年)11月1日	11
昭和42年(1967年)11月2日～昭和43年(1968年)11月1日	50	平成19年(2007年)11月2日～平成20年(2008年)11月1日	10
昭和43年(1968年)11月2日～昭和44年(1969年)11月1日	49	平成20年(2008年)11月2日～平成21年(2009年)11月1日	9
昭和44年(1969年)11月2日～昭和45年(1970年)11月1日	48	平成21年(2009年)11月2日～平成22年(2010年)11月1日	8
昭和45年(1970年)11月2日～昭和46年(1971年)11月1日	47	平成22年(2010年)11月2日～平成23年(2011年)11月1日	7
昭和46年(1971年)11月2日～昭和47年(1972年)11月1日	46	平成23年(2011年)11月2日～平成24年(2012年)11月1日	6
昭和47年(1972年)11月2日～昭和48年(1973年)11月1日	45		
昭和48年(1973年)11月2日～昭和49年(1974年)11月1日	44		
昭和49年(1974年)11月2日～昭和50年(1975年)11月1日	43		
昭和50年(1975年)11月2日～昭和51年(1976年)11月1日	42		
昭和51年(1976年)11月2日～昭和52年(1977年)11月1日	41		
昭和52年(1977年)11月2日～昭和53年(1978年)11月1日	40		
昭和53年(1978年)11月2日～昭和54年(1979年)11月1日	39		
昭和54年(1979年)11月2日～昭和55年(1980年)11月1日	38		
昭和55年(1980年)11月2日～昭和56年(1981年)11月1日	37		
昭和56年(1981年)11月2日～昭和57年(1982年)11月1日	36		
昭和57年(1982年)11月2日～昭和58年(1983年)11月1日	35		
昭和58年(1983年)11月2日～昭和59年(1984年)11月1日	34		
昭和59年(1984年)11月2日～昭和60年(1985年)11月1日	33		
昭和60年(1985年)11月2日～昭和61年(1986年)11月1日	32		
昭和61年(1986年)11月2日～昭和62年(1987年)11月1日	31		
昭和62年(1987年)11月2日～昭和63年(1988年)11月1日	30		
昭和63年(1988年)11月2日～平成 元年(1989年)11月1日	29		
平成 元年(1989年)11月2日～平成 2年(1990年)11月1日	28		
平成 2年(1990年)11月2日～平成 3年(1991年)11月1日	27		
平成 3年(1991年)11月2日～平成 4年(1992年)11月1日	26		

●シニア傷害プラン(満66歳～80歳)

基準日:2018年11月1日

生年月日	年齢
昭和12年(1937年)11月2日～昭和13年(1938年)11月1日	80
昭和13年(1938年)11月2日～昭和14年(1939年)11月1日	79
昭和14年(1939年)11月2日～昭和15年(1940年)11月1日	78
昭和15年(1940年)11月2日～昭和16年(1941年)11月1日	77
昭和16年(1941年)11月2日～昭和17年(1942年)11月1日	76
昭和17年(1942年)11月2日～昭和18年(1943年)11月1日	75
昭和18年(1943年)11月2日～昭和19年(1944年)11月1日	74
昭和19年(1944年)11月2日～昭和20年(1945年)11月1日	73
昭和20年(1945年)11月2日～昭和21年(1946年)11月1日	72
昭和21年(1946年)11月2日～昭和22年(1947年)11月1日	71
昭和22年(1947年)11月2日～昭和23年(1948年)11月1日	70
昭和23年(1948年)11月2日～昭和24年(1949年)11月1日	69
昭和24年(1949年)11月2日～昭和25年(1950年)11月1日	68
昭和25年(1950年)11月2日～昭和26年(1951年)11月1日	67
昭和26年(1951年)11月2日～昭和27年(1952年)11月1日	66

ご加入内容をご確認ください

ご加入・継続いただく前に共済商品・保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

*また、継続の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、担当商工会までご連絡ください。

全国商工会会員福祉共済のうち「個人賠償」の補償は全国商工会連合会(以下、全国連)を保険契約者とし、商工会の会員等を被保険者(保険の対象となる方)とする、総合生活保険(個人賠償責任補償)です。したがって、保険証券の請求権、保険契約の解除権等は原則として全国連が有します。総合生活保険(個人賠償責任補償)の詳細は契約者である全国連が保管しております保険約款、協定書によりますが、ご不明な点がありましたら全国連ならびに引受保険会社にご照会ください。

このパンフレットは全国商工会会員福祉共済・総合生活保険(個人賠償責任補償)の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ずP7～8「重要事項説明書」をよくお読みください。

また、ご加入を申し込まれる方と被共済者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被共済者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

引受保険会社の代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社の代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

お申込・お問い合わせ・共済金のご請求はご加入の商工会へ



全国商工会連合会 TEL.03-5860-2294 受付時間:平日9時～17時(土・日・祝・年末年始を除く)

〈取扱代理店〉

株式会社ふるさとサービス

東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館10F TEL.03-3214-5710

〈引受保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社 [担当課] 広域法人部 法人第一課

東京都千代田区三番町6-4 TEL.03-3515-4147